

福島県
地域枠医師等
キャリア形成プログラム

令和4年3月

福島県医療人材対策室

目 次

第1	福島県地域枠医師等キャリア形成プログラムについて	1
1	趣旨	1
2	対象者	1
第2	医師確保修学資金キャリア形成プログラム	2
1	従事期間	2
2	臨床研修	2
3	後期研修	2
4	勤務	3
5	従事期間としての算定事項	3
6	コース	3
7	コースモデル	3
	(1) 一般診療科コース	4
	(2) 特定診療科コース	4
	(3) 福島県周産期医療医師確保修学資金被貸与者コース	5
	(4) 福島県社会医学系専門医コース	5
	別表1	6
	別表2	7
	別紙 修学資金被貸与者の基本プログラムについて	9
第3	自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム	13
1	従事期間	13
2	臨床研修	13
3	後期研修	13
4	勤務	13
5	従事期間としての算定事項	13
6	コース	14
7	コースモデル	14
	(1) 一般コース	14
	(2) 周産期特例制度適用者コース	15

第1 福島県地域枠医師等キャリア形成プログラムについて

1 趣旨

平成30年7月25日の医療法改正に伴い、医師が不足している地域における医師の確保と、修学資金の貸与を受けた医師や自治医科大学を卒業した医師等の能力の開発・向上の両立を図るため、各制度の従事要件を整理しキャリア形成プログラムとして策定した。

2 対象者

プログラム名		対象者1	対象者2	対象者3
医師確保修学資金キャリア形成プログラム	福島県緊急医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、平成25年度改正条例の適用者（以下、「新制度適用者」という。）であって、当該プログラムの適用を希望する者	福島県の医師確保修学資金の貸与を受けていない医師又は、自治医科大学卒業者以外の医師で、当該プログラムの適用を希望する者
	福島県へき地医療等医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県へき地医療等医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県へき地医療等医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	
	福島県地域医療医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県地域医療医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県地域医療医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	
自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム		令和2年度以降、新規に自治医科大学に入学した者	令和元年度以前に、自治医科大学に入学した者のうち、平成26年度改正要綱の新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	

第2 医師確保修学資金キャリア形成プログラム

福島県緊急医師確保修学資金キャリア形成プログラム、福島県へき地医療等医師確保修学資金キャリア形成プログラム、福島県地域医療医師確保修学資金キャリア形成プログラムに共通する事項について説明する。なお、自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについては、「第3 自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム」において説明する。

1 従事期間

- (1) 修学資金の返還債務免除となる期間を各プログラムの従事期間とし、その期間は修学資金の貸与年数の1.5倍の期間であること。つまり貸与期間6年の場合、従事期間は9年となる。

なお、貸与を受けた期間が1年5か月に満たない場合、従事期間は1年5か月の1.5倍の期間の2年1.5か月とする。

- (2) 従事期間の年限は、最初に臨床研修に従事した日から12年を経過する日までとする。

なお、育児休業その他知事が認める期間がある場合は、その期間を12年に加えた期間を経過する日までとする。

2 臨床研修

- (1) 別表1の基幹型臨床研修病院のうち、知事が指定する病院で臨床研修を行うこと。当該指定は毎年度行う。

- (2) 臨床研修の2年間は従事期間として算定する。

- (3) 別紙「修学資金被貸与者の基本プログラム」を履修すること。なお、特定診療科コース又は、周産期医療医師確保修学資金被貸与者コースの者は一部免除規定がある。

3 後期研修

- (1) 後期研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。）は、原則として各コースの専門医プログラムの基幹施設又は連携施設のうち福島県内の病院で実施することとし、福島県内の病院で実施した場合は従事期間として算定する。

- (2) 従事期間として算定する期間は、貸与期間から2年を減じた期間を限度とする。修学資金の貸与を受けた期間が2年を下回る場合には、従事期間として算定しない。

4 勤務

- (1) 従事期間から臨床研修期間（2年）及び、後期研修期間のうち従事期間として算定した期間（0～4年）を除いた期間、別表2の勤務対象医療機関で勤務すること。

- (2) 一般診療科コース又は、福島県社会医学系専門医コースの者は、勤務期間のうち1年間(勤務期間が1年に満たない場合は勤務期間)国保診療所、市町村立診療所又はへき地医療拠点病院(県立宮下病院・南会津病院)に週1日以上の診療応援を行うこと。

診療応援を行う年度は本人の希望、地域医療のニーズ等を踏まえ個別に検討する。

- (3) 勤務する医療機関については、地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定する。

5 従事期間としての算定事項

- (1) 休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間は、従事期間として算定しない。

ただし、育児休業その他知事が認める期間はその期間分義務年限が延長となるため、キャリア形成プログラムの一時中断の扱いとなる。

- (2) 海外留学は県外後期研修として扱い、従事期間として算定しない。
- (3) 医学に係る研究(大学(学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける研究に限る。)の期間は従事期間として算定しない

6 コース

- (1) 一般診療科コース

内科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療科の専門医を取得するコース

- (2) 特定診療科コース

小児科、産科婦人科、麻酔科の専門医を取得するコース

- (3) 周産期医療医師確保修学資金被貸与者コース

福島県周産期医療医師確保修学資金の貸与を受けた者のコース

- (4) 福島県社会医学系専門医コース

福島県緊急医師確保修学資金の貸与を受けた者が社会医学系専門医を取得するコース(福島県へき地医療等医師確保修学資金又は、福島県地域医療医師確保修学資金の貸与を受けた者は選択できない)

7 コースモデル

専門医研修の基本領域3年、サブスペシャリティ3年、従事期間9年とした場合を例示する。基本領域の期間が3年ではない場合や、今後日本専門医機構から発表されるサブスペシャリティの内容によっては、例示したケースとは異なる場合がある。

(1) 一般診療科コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務			★			
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関						
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ							

後期研修4年を越える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

*の1年は国保診療所等に週1日以上診療応援（以下同じ）

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務			★		
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

従事期間終了

(2) 特定診療科コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修 (一部免除規定あり)	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

後期研修4年を越える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修 (一部免除規定あり)	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

従事期間終了

(3) 福島県周産期医療医師確保修学資金コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 福島県立医科大学 附属病院 大原総合病院 太田西ノ内病院 竹田総合病院 いわき市医療センター 基本プログラム履修 (一部免除規定あり)		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科 専門医コース又は小児科専門医コースの 福島県内の基幹施設又は連携施設				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 ・星総合病院 ・寿泉堂総合病院 ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域			サブスペシャリティ						

後期研修4年を超える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
 サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

↑ 従事期間終了

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 福島県立医科大学 附属病院 大原総合病院 太田西ノ内病院 竹田総合病院 いわき市医療センター 基本プログラム履修 (一部免除規定あり)		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科専門医コース又は小児科専門医コースの福島県内の基幹施設又は連携施設				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 ・星総合病院 ・寿泉堂総合病院 ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域			サブスペシャリティ						

↑ 従事期間終了

(4) 福島県社会医学系専門医コース

ケース1 社会医学系専門医取得の場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		勤務★										
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修		・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所										
専門医研修カテゴリ	臨床研修		社会医学系専門医コース										

↑ 従事期間終了

ケース2 社会医学系専門医に加え、博士、公衆衛生修士取得の場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		勤務			後期研修		勤務★				
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修		・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所		福島県立医科大学健康増進センター	海外留学	・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		社会医学系専門医コース		博士課程	公衆衛生修士						

↑ 従事期間終了

別表1 福島県内の基幹型臨床研修病院

地域	所在地	医療機関名	公的医療機関
県北	福島市	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	○
		一般財団法人大原記念財団大原総合病院	
		医療生協わたり病院	
		福島赤十字病院	○
	国見町	公立藤田総合病院	○
県中	郡山市	一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	
		公益財団法人星総合病院	
		一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	
		公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院	
	須賀川市	公立岩瀬病院	○
県南	白河市	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	○
会津	会津若松市	一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院	
		公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	○
		一般財団法人温知会会津中央病院	
相双	相馬市	公立相馬総合病院	○
	南相馬市	南相馬市立総合病院	○
いわき	いわき市	いわき市医療センター	○
		独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	○
		公益財団法人ときわ会 常磐病院	

別表2 勤務対象医療機関

【凡例】 ○・・・勤務対象医療機関

△・・・産科婦人科及び周産期医療を提供する小児科に限り勤務対象医療機関

★・・・勤務対象医療機関で勤務中の1年間、週1日以上診療応援を受ける側の医療機関

所在地		医療機関名	修学資金種別			自治医科大学	診療応援対象医療機関
地域	市町村		緊急	へき地	地域		
県北	福島市	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	○	△	△	△	
		済生会福島総合病院	○		○		
		福島赤十字病院	○		○		
		一般財団法人大原記念財団大原総合病院	△	△	○		
		福島県県北保健所	○				
		福島県立医科大学健康増進センター	○				
		福島県保健福祉部	○				
	二本松市	二本松市岩代国保診療所	○	○	○	○	★
		独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院	○	○	○		
	本宮市	本宮市国保白岩診療所	○	○	○	○	★
	国見町	公立藤田総合病院	○	○	○		
	川俣町	川俣町国保山木屋診療所	○	○	○	○	★
		済生会川俣病院	○		○		
県中	郡山市	福島県総合療育センター	○		○		
		郡山市医療介護病院	○		○		
		一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	△	△	○		
		公益財団法人星総合病院	△	△	○		
		一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院			○		
		公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院	△	△	○		
	郡山市保健所	○					
	須賀川市	公立岩瀬病院	○	○	○		
		独立行政法人国立病院機構福島病院	○		○		
		福島県県中保健所	○				
	田村市	たむら市民病院	○		○		
		田村市立都路診療所	○	○	○	○	★
	天栄村	天栄村国保診療所	○	○	○	○	★
三春町	三春町立三春病院	○		○			
小野町	公立小野町地方総合病院	○	○	○	○		
県南	白河市	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	○	△	○	△	
		福島県県南保健所	○				
	泉崎村	泉崎南東北診療所	○	○	○		★
	矢吹町	福島県立矢吹病院	○	○	○		
	塙町	福島県厚生農業協同組合連合会塙厚生病院	○		○		
鮫川村	鮫川村国保診療所	○	○	○	○	★	
会津	会津若松市	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	○	○		○	
		一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院	△	△	○		
		一般財団法人温知会会津中央病院			○		
		福島県会津保健所	○				
	喜多方市	喜多方市地域・家庭医療センター	○	○	○		★
	北塩原村	南東北桧原診療所	○	○	○	○	★
南東北裏磐梯診療所		○	○	○	○	★	

所在地		医療機関名	修学資金種別			自治医科 大学	診療応対 対象医療機関
地域	市町村		緊急	へき地	地域		
会津	西会津町	西会津町国保群岡診療所	○	○	○	○	★
		西会津町国保新郷診療所	○	○	○	○	★
		西会津町国保西会津診療所	○	○	○	○	★
		西会津町国保奥川診療所	○	○	○	○	★
	磐梯町	磐梯町医療センター	○	○	○	○	★
	猪苗代町	猪苗代町立猪苗代病院	○		○		
	会津坂下町	福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院	○	○	○		
	柳津町	柳津町国保診療所	○	○	○	○	★
		柳津町国保診療所西山出張所	○	○	○	○	★
	三島町	福島県立宮下病院	○	○	○	○	★
	金山町	金山町国保診療所	○	○	○	○	★
		金山町国保診療所沼沢出張診療所	○	○	○	○	★
		金山町国保診療所横田出張診療所	○	○	○	○	★
昭和村	昭和村国保診療所	○	○	○	○	★	
会津美里町	福島県厚生農業協同組合連合会高田厚生病院	○		○			
南会津	檜枝岐村	檜枝岐診療所	○	○	○	○	★
	只見町	只見町国保朝日診療所	○	○	○	○	★
	南会津町	福島県立南会津病院	○	○	○	○	★
福島県南会津保健所		○					
相双	相馬市	公立相馬総合病院	○	○	○	△	
	南相馬市	南相馬市立総合病院	○	○	○	○	
		南相馬市立小高病院	○		○		
		福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院	○		○		
		福島県相双保健所	○				
	飯館村	いいたてクリニック	○	○	○	○	★
	浪江町	浪江町国保浪江診療所	○	○	○	○	★
		浪江町国保津島診療所	○	○	○	○	★
	双葉町	福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院	○		○		
	大熊町	福島県立大野病院	○	○	○		
	富岡町	ふたば医療センター附属病院	○	○	○		
	檜葉町	ふたば医療センター附属ふたば復興診療所	○		○		
葛尾村	葛尾村診療所	○	○	○	○	★	
川内村	川内村国保診療所	○	○	○	○	★	
いわき	いわき市	いわき市医療センター	○	○	○	△	
		いわき市国保田人診療所	○	○	○	○	★
		独立行政法人国立病院機構いわき病院	○		○		
		独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	○	○	○		
		いわき市保健所	○				

修学資金被貸与者の基本プログラムについて
(令和4年度新臨床研修医)

1 基本プログラムの内容

【必須項目】

- | | | |
|--------------|---------|---------------|
| ● 上部消化管内視鏡検査 | | 具体的目標の達成 |
| ● 腹部超音波検査 | | 具体的目標の達成 |
| ● 外科 | | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 整形外科* | } *1 参照 | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 小児科* | | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 麻酔科* | | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● 地域医療 | | 最低4週、具体的目標の達成 |
| ● コース受講 | | |

1) BLS(Basic Life Support)=一次救命処置

2) ACLS(Advanced Cardiovascular Life Support)=二次心肺蘇生法

【可能であれば履修が望ましい項目】

- 皮膚科
- 産婦人科
- コース受講
 - 1) JPTEC(Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care)=病院前外傷教育プログラム
 - 2) JATEC(Japan Advanced Trauma Evaluation and Care)=外傷初期診療ガイドライン等

【その他の条件】

- 各病院の研修担当者が、対象研修者が将来へき地医療機関等に診療応援をすることを十分理解し、研修の進捗状況の確認や、適切なアドバイスができる環境を整備する。
- 必修の内科研修では、総合内科の視点を養えるように配慮する。

【挙げた項目の具体的目標】

- 上部消化管内視鏡検査：適切に内視鏡検査の要否を判断できる。
- 腹部超音波検査：ルーチン検査については、一人でできるように検査手技を身につける。
- 外科：手術適応、周術期管理を学ぶ。簡単な小外科処置もできるようになる。
- 整形外科：外傷の応急処置、注射（膝関節注射、肩関節注射、仙骨硬膜外ブロック）などをできるようになる。
- 小児科：common disease の見方、転送のタイミング等を学ぶ。
- 麻酔科：気管挿管をはじめとする処置、全身管理について学ぶ。
- 救急科：救急外来で行われる処置を身につける。転送基準を学ぶ。

● 地域医療：

将来の勤務地となる可能性のある地域に行くことにより、地域のニーズ、自分に求められているものを知る。地域性を理解し、その地域における common disease への対応ができる。

訪問診療・在宅医療について学ぶ。

地域の保健活動（一般健診、介護保険、学校医、産業医）について学ぶ。

病院・診療所のマネジメント（レセプト、薬剤管理、各種関連法律）について学ぶ。

病院診療所で扱う書類（診断書、申請書、検死、主治医意見書など）が書けるようになる。

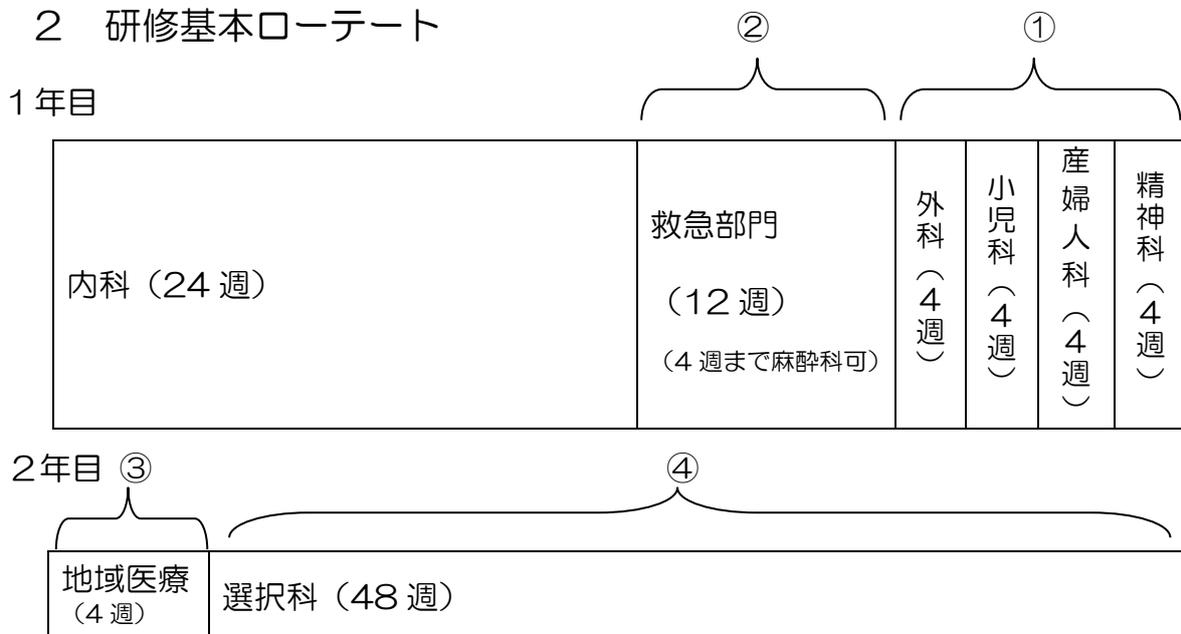
* 1 自院および協力病院で研修できない場合は、以下を目標とする。

整形外科：2年間で外傷の応急処置ができるようになる。

小児科：2年間で転送のタイミングを学ぶ。

麻酔科：2年間で気管挿管30例以上（外科手術、救急を含む）行う。

2 研修基本ローテート



研修例) ① 外科、小児科、産婦人科を研修

② 救急部門の中で、あるいは選択科で麻酔科を研修

③ 地域医療を研修

④ 整形外科を選択科で研修。加えて、皮膚科を選択科で研修することが望ましい。

3 研修到達の確認

- 研修1年目後に臨床研修病院から、到達度評価について報告
- 到達していない項目について2年目の選択科において履修
- 到達の確認は福島県地域医療支援センター専任教員等が実施し、必要に応じ、臨床研修病院とのプログラム調整を図る。

4 研修医向け研修会への参加

- | | | |
|--|----|------|
| ○ 福島県新臨床研修医合同オリエンテーション | 必須 | } *2 |
| ○ FACE、診断推論セミナー参加 | 選択 | |
| ○ レジデントスキルアップセミナー参加 | 選択 | |
| ○ その他福島県地域医療支援センター関連事業への参加
*2の中で1回以上/年の参加 | 選択 | |

5 その他

- 特定診療科（産科・小児科・麻酔科）希望者については、選択科48週について各特定診療科での研修も可能とする。（関連診療科での研修も含む。）
（特定診療科研修可能な研修病院とする。）
- 各診療科1名の指導医の配置等を条件とする。ただし、導入当初に確保が困難な場合は指導医講習会の受講等により指導医の確保を目指すこと。なお、厚生労働省の年次報告用指導医名簿を提出すること。
- 「知事が指定する臨床研修病院」の指定は、毎年行う。十分な研修が出来ていない、指導医講習会の受講率が低いなど、指定病院としてふさわしくないと福島県が判断した場合は、指定を解除する。
- 県が主催する修学資金被貸与者等の交流会に参加するよう努力すること。

臨床研修における基本プログラムについて（概要版）

1 【厚生労働省研修基本ローテート】

1年目	内科		救急	外科	小児科	産婦人科	精神科
	24週		12週(4週まで麻酔科)	4週	4週	4週	4週
2年目	地域医療	選択科					
	4週	48週					

2 【履修必須項目】

項目	内容	
腹部超音波検査	一人でできるように検査手技を身につける。	
上部消化管内視鏡検査	適切に内視鏡検査の要否を判断できる。	
外科	最低4週	手術適応、周術期管理を学ぶ。簡単な小外科処置もできるようになる。
整形外科		外傷の応急処置、注射などができるようになる。
小児科		common diseaseの見方、転送のタイミング等を学ぶ
麻酔科		気管挿管をはじめとする処置、全身管理について学ぶ。
地域医療		common diseaseへの対応、訪問診療・在宅医療、地域の保健活動等について学ぶ。
コース受講	BLS(一次救命措置)、ACLS(二次心配蘇生法)	
研修医向け研修会参加	福島県新臨床研修医合同オリエンテーション、地域医療人スキルアップ研修会等	

第3 自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム

1 従事期間

自治医科大学医学部修学資金の返還債務免除となる期間を各プログラムの従事期間とし、その期間は修学資金の貸与年数の1.5倍の期間であること。つまり貸与期間6年の場合、従事期間は9年となる。

なお、留年する等、貸与年数が6年を越えた場合、貸与を受けた総年数の1.5倍の期間が従事期間となる（例：貸与年数7年（留年1年）⇒従事期間10年6か月）

2 臨床研修

(1) 原則、「福島県立医科大学附属病院」又は、「会津医療センター附属病院」にて臨床研修を行うこと。

もしくは、地域医療対策協議会の承認を受けることを条件に、別表1の基幹型臨床研修病院で知事が指定する病院のうち、原則として公的医療機関で臨床研修を行うこと。当該指定は毎年度行う。

(2) 臨床研修の2年間は従事要件として算定する。

3 後期研修

後期研修（専門医研修等、臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。）は、原則として各コースの専門医プログラムの基幹施設又は連携施設のうち福島県内の公的医療機関で実施することとし、最大4年間を従事期間として算定する。

4 勤務

(1) 従事期間から臨床研修期間（2年）及び、後期研修期間のうち従事要件として算定した期間（0～4年）を除いた期間、別表2の勤務対象医療機関で勤務すること。

(2) 勤務する医療機関については、地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定する。

5 従事期間としての算定事項

(1) 休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間は、従事期間として算定しない。

(2) 県外留学は県外後期研修として、従事期間として算定しない。

6 コース

(1) 一般コース

内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、産科婦人科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉

科、泌尿器科、麻酔科、脳神経外科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療科の専門医を取得するコース

(2) 周産期特例制度適用者コース

産科、小児科（周産期医療を提供するものに限る。）を志望する者であって、福島県が定める「自治医科大学卒業生の任用、卒後研修、勤務等に関する要綱」第7条の規定に基づき、周産期特例制度を適用した者のコース

7 コースモデル

専門医研修の基本領域3年、サブスペシャリティ3年、従事期間9年とした場合を例示する。基本領域の期間が3年ではない場合や、今後日本専門医機構から発表されるサブスペシャリティの内容によっては、例示したケースとは異なる場合がある。

(1) 一般コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	・原則「福島県立医科大学附属病院」もしくは「会津医療センター附属病院」 ・別表1のうち知事が指定する病院（原則、公的医療機関）		県内病院（原則、公的医療機関）				別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域				サブスペシャリティ					

↑ 従事期間終了

後期研修4年を超える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
 サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	・原則「福島県立医科大学附属病院」もしくは「会津医療センター附属病院」 ・別表1のうち知事が指定する病院（原則、公的医療機関）		県内病院（原則、公的医療機関）				別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域				サブスペシャリティ					

↑ 従事期間終了

(2) 周産期特例制度適用者コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	・原則「福島県立医科大学附属病院」もしくは「会津医療センター附属病院」 ・別表1のうち知事が指定する病院 (原則、公的医療機関)		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科専門医コース又は小児科専門医コースの福島県内の基幹施設又は連携施設 (原則、公的医療機関)				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター (原則、公的医療機関) ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 (原則、公的医療機関) ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ			基本領域			サブスペシャリティ						

後期研修4年を越える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
 サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

↑
 従事期間終了

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	・原則「福島県立医科大学附属病院」もしくは「会津医療センター附属病院」 ・別表1のうち知事が指定する病院 (原則、公的医療機関)		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科専門医コース又は小児科専門医コースの福島県内の基幹施設又は連携施設 (原則、公的医療機関)				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター (原則、公的医療機関) ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 (原則、公的医療機関) ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ			基本領域			サブスペシャリティ						

↑
 従事期間終了